局有地売払い 募集案内

（令和８年度第２回 制限付一般競争入札）

入札参加申込 受付期間	期間：令和８年10月30日（金）～令和８年12月７日（月） （土曜日、日曜日及び祝日を除く） 時間：午前９時～午後５時 （正午から午後１時までを除く）
入札期間	令和９年１月14日（木）～令和９年１月28日（木）※必着
開札日時 ・場所	日時：令和９年１月29日（金）午後２時 場所：長崎市役所15階 中会議室（長崎市魚の町４番１号）

【問合わせ先】

長崎市魚の町４番１号　長崎市役所15階

長崎市上下水道局業務部経理課

電　話　０９５－８２９－１２０４（直通）

ＦＡＸ　０９５－８２９－１２０５

長崎市上下水道局

制限付一般競争入札は、広く参加者を募り、長崎市上下水道局が定める価格以上で最高の価格をもって入札された者を売買契約の相手方とするものです。

次の局有財産を制限付一般競争入札により売却しますので、入札への参加をご希望される方は、本書をよくお読みいただき、内容を十分把握したうえでご参加ください。

1　売却物件

番号	所在地	地目	地積（実測）	最低売却価格（非課税）
1	**西彼杵郡長与町高田郷 97 街区 2-1-1 号** [従前地]高田郷湯川 274-2	宅地	174.05 ㎡	14,300,000 円
2	**西彼杵郡長与町高田郷 97 街区 2-1-2 号** [従前地]高田郷湯川 274-11	宅地	173.45 ㎡	14,300,000 円
3	**西彼杵郡長与町高田郷 97 街区 2-1-3 号** [従前地]高田郷湯川 274-12、稗木場 95-4	宅地	173.45 ㎡	14,300,000 円

※現地説明会は行いませんので、各自で現地確認を行い、納得のうえで入札に参加してください。

2　入札参加資格

⑴ 入札には、個人、法人を問わず参加できます。（２名以上の連名（共有）で参加することもできます。）

⑵ 次に掲げる要件の全てを満たしていること。

ア　消費税及び地方消費税、市町村税の滞納がない者

イ　長崎市の水道料金、下水道使用料、公共下水道事業受益者負担金・分担金及び水洗便所改築資金貸付金償還金の滞納がない者

ウ　長崎市上下水道局契約規程第２条第１項に規定する者（同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。）に該当しない者

エ　長崎市上下水道局契約規程第２条第２項各号に該当しないと認められる者

オ　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。

カ　会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

3　契約書等の閲覧

⑴ 長崎市上下水道局契約規程及び契約書については、長崎市上下水道局業務部経理課（長崎市魚の町４番１号　長崎市役所 15 階　TEL 095-829-1204）で閲覧できます。ただし、閲覧できる期間は、長崎市の休日を定める条例（平成５年長崎市条例第 35 号）第１条第１項に規定する本市の休日を除く、午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）です。ご来庁の際には、事前にご連絡ください。

４　入札参加申込みにあたっての注意事項

⑴「長崎都市計画事業 高田南土地区画整理事業」により指定された仮換地です。換地処分の公告日には清算金の徴収または交付が発生しますが、その権利義務は、換地処分の公告の日現在の土地所有者に帰属します。
　なお、換地計画に定められた清算金は、現時点において、従前地と仮換地の評価が均衡するように調整しておりますが、換地処分の公告の翌日に確定します。

⑵ 土地区画整理事業地内につき、建築行為等を行う場合には、土地区画整理法第 76 条第 1 項の規定による許可が必要となります。

⑶ 売却地の面積は現時点での実測面積であり、事業収束時期に実施する確定測量により増減する場合があります。売買面積と換地処分による登記簿面積が異なっても、長崎市上下水道局と買受者の間で売買代金の精算は行いません。

⑷ 売払い物件は、現状引き渡しとなります。必ず事前に現地及び近隣状況を確認してから、入札にご参加ください。売買契約に伴う費用や、物件の購入後に新たに必要となる費用についても、買受者のご負担となります。
　また、対象物件や隣接地とのトラブル（樹木や擁壁等の越境問題、電柱、電線、ごみステーション、道路標識等の撤去や移設など）、土壌及び地盤の問題並びにその他の問題が生じても、長崎市上下水道局は対応できません。

⑸ 都市計画法や建築基準法などの法令に基づく制限や道路との接道関係、供給処理施設、公共施設等も物件調書に記載しておりますが、必ず施設管理者や関係団体等にご確認ください。補修やその他費用負担等が発生しても、長崎市上下水道局では一切対応しません。

※土地区画整理事業に関しては、
　長崎振興局長与都市開発事業所（電話 095-856-2925）へお問い合わせください。

５　申込方法

⑴ 本入札への参加をご希望の方は、この募集案内の各記載事項を十分確認の上で、制限付一般競争入札参加申込書（別紙１）（以下「申込書」という。）及び関係書類（以下「申込書等」という。）をご提出ください。

ア 個人の場合
- (ア)　申込書
- (イ)　市町村が発行する印鑑登録証明書（発行日から３ヶ月経過していないもの）
- (ウ)　市町村税の完納を証する完納証明書（最新のもの）
- (エ)　誓約書（別紙２）
- (オ)　同意書（別紙３）
- (カ)　事業を行っている個人の場合は、消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書（最新のもの）

イ 法人の場合
- (ア)　申込書
- (イ)　法人登記謄本又は履歴事項全部証明書（発行日から３ヶ月経過していないもの）
- (ウ)　法務局が発行する印鑑証明書（発行日から３ヶ月経過していないもの）
- (エ)　市町村税の完納を証する完納証明書（最新のもの）
- (オ)　消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書（最新のもの）
- (カ)　誓約書（別紙２）
- (キ)　同意書（別紙３）
- (ク)　役員名簿（別紙４）

※　共同申込の場合は、各個人又は法人の添付書類に加えて、代表者への委任状（別紙５）、受任者の印鑑登録証明書及び共同入札者持分内訳書（別紙６）が必要です。
※　所有権移転登記の際に共有となる場合、共有予定者全員が連名で申し込んでください。

⑵ 申込書等は、郵送又は持参によりご提出ください。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和８年 12 月７日（月）必着とします。

⑶ 申込書等の受付

ア 受付期間　令和８年 10 月 30 日（金）から 令和８年 12 月７日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
イ 受付時間　午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）
ウ 受付場所　〒850-8563　長崎市魚の町４番１号（長崎市役所 15 階）
長崎市上下水道局業務部経理課

⑷ その他

ア 提出書類の作成に係る費用は申込みをされる方のご負担となります。
イ ご提出いただいた書類を他の目的に使用することはありません。
ウ ご提出いただいた書類の返却、公表はいたしません。

６　入札参加資格の決定

⑴ 入札資格確認の結果を、入札参加資格決定通知書により、令和９年１月 13 日（水）までに申込者へ通知いたします。

７　関係書類及びご質問

⑴ 関係様式は、長崎市ホームページからダウンロードできますが、ダウンロードが困難な場合は、長崎市上下水道局業務部経理課の窓口で配布しております。窓口でのお受け取りをご希望の方は、事前に電話又は電子メールによりご連絡ください。

⑵ 募集案内等の質疑応答

売却物件に関してご質問がある場合は、ホームページ掲載の質問書（別紙７）をご提出ください。

ア 提出期限　令和８年 11 月 13 日（金）　午後５時まで
イ 提出方法　ご持参、電子メール又はファックス（電子メール又はファックスの場合は、電話で到着確認を行ってください。）
ウ 提 出 先　長崎市魚の町４番１号（長崎市役所 15 階）
長崎市上下水道局業務部経理課
E-mail: gyoumu_keiri@city.nagasaki.lg.jp
ＦＡＸ：095-829-1205
エ 回　　答　令和８年 11 月 30 日（月）までに、ご質問された方へ直接回答するほか、ホームページで公開します。

８　入札保証金

⑴ 本入札への参加を希望される方は、入札参加申込み後に長崎市上下水道局から送付する納入通知書により、入札されようとする金額の 100 分の３以上の入札保証金を納付してください。
　入札の結果、落札された方の入札保証金は、契約保証金に充てることとします。

⑵ 入札保証金は、落札者を除き、入札期間終了後に還付します。

９　入札書の提出方法等

⑴ 提出方法　　入札書は、確実に封をしたうえで、郵送でご提出ください。ご持参やその他の方法による入札は受け付けられません。
　入札にあたっては、本募集案内やご質問に対する本市の回答をご熟読いただき、現地及び周辺環境を十分にご確認のうえ、納得いただいてから送付してください。
　また、入札された方は、入札後に長崎市上下水道局契約規程、募集案内その他、契約事項等について知らなかったことを理由として、異議を申し立てることはできませんので、ご注意ください。

⑵ 提出期間　　令和９年１月 14 日（木）から令和９年１月 28 日（木）まで（必着）

⑶ 郵送方法　　一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれか

⑷ 郵 送 先　　〒850-8799 日本郵便（株）長崎中央郵便局留
郵便入札用入札書在中（長崎市上下水道局　経理課扱い）　宛

⑸ 入札執行回数は、１回が限度となります。

10　開札の日時及び場所

⑴ 日　　時　　令和９年１月 29 日（金）午後２時

⑵ 場　　所　　長崎市役所 15 階 中会議室（長崎市魚の町４番１号）

⑶ 開札方法　　立会人による立会のもと開札します。なお、本入札に参加された方又は本入札に参加された方から開札の立合いに関する委任を受けた代理人の方は、開札に立会うことができます。

11　入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

⑴ 本入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申込後、当該資格を有しなくなった者を含む。）の入札

⑵ 本入札に係る申込書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

⑶ 長崎市上下水道局契約規程第 12 条に該当する入札

⑷ 入札金額を訂正した入札

⑸ 最低売却価格未満の価格での入札

⑹ 入札金額が確認できない入札

⑺ 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者の入札

⑻ 委任状を提出しない代理人の入札

⑼ その他入札に関する条件に違反した入札

12　入札辞退

⑴ 入札者は、本市に到達した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

⑵ ただし、入札書が本市に到着する前までは、入札の辞退が可能です。入札を辞退されたい方は、その旨を、書面にてご持参又はご郵便の方法により長崎市上下水道局業務部経理課へお届けください。

13　入札の中止又は延期

⑴ 入札において、事故が起きたときや不正な行為があったときは、入札を中止し又は延期する場合があります。

14　落札者の決定方法

⑴ 本入札において、最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った方を落札者とします。

⑵ 落札となるべき同価の入札をした方が２者以上あった場合は、入札された方が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定します。

⑶ 開札後、直ちに落札者に対してのみ結果を連絡します。落札者以外の方への連絡はいたしません。なお、結果についてはホームページに掲載します。

15　契約の締結

⑴ 落札者は、原則として落札決定日から 14 日以内に契約を締結していただきます。正当な理由がないにも関わらず契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は長崎市上下水道局に帰属することとなります。

⑵ 契約は所定の契約書に長崎市、落札者双方が記名、押印したときに成立します。

⑶ 落札者は、契約締結に要する費用として、契約金額に応じた収入印紙の添付が必要となります。

⑷ 落札者以外の名義人とは契約の締結はできません。

16　契約保証金

⑴ 落札者は、契約締結前に、長崎市上下水道局から落札決定の通知とともに送付される納入通知書により、落札金額の 100 分の 10 以上の契約保証金（入札保証金として既納の金額を除く。）を納付してください。この契約保証金は、売買代金に充てることとします。

17　売買代金の納入

⑴ 売買代金（＝契約金額－契約保証金）は、契約締結時に長崎市上下水道局が発行する納入通知書により、契約締結の日から 30 日以内に一括納付していただきます。

⑵ 納入期限までに売買代金が完納されないときは、契約を解除することがあり、この場合、契約保証金は長崎市上下水道局に帰属することとなります。

18　所有権の移転等

⑴ 所有権は、売買代金が完納されたときに、長崎市から買受者へ移転することとなります。

⑵ 所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、長崎市上下水道局が行います。

⑶ 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者負担となります。

⑷ 売買代金完納後の公租公課及びその他必要となる費用は、買受者の負担となります。

19　所有権移転に必要なもの

所有権移転登記を行う際に次のものが必要となり、費用は買受者負担となります。

⑴ 個人の場合

ア 登録免許税相当の収入印紙

イ 市町村が発行する住民票（原本）（発行日から３ヶ月経過していないもの）

ウ 市町村が発行する身元証明書（原本）（発行日から３ヶ月経過していないもの）

※ 共有の場合、イとウについては共有者全員分が必要となります。

⑵ 法人の場合

ア 登録免許税相当の収入印紙

イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（原本）（発行日から３ヶ月経過していないもの）

20　契約上の特約（禁止事項）等

⑴ 支払完了日から 10 年間、当該地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することを禁止します。

⑵ 支払完了日から 10 年間、売買物件を集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の事務所など、公序良俗に反する用に供することを禁止します。

⑶ 支払完了日から 10 年間、契約物件を上記⑴～⑵の用に供することが明らかな者に対し、売渡し、贈与、交換、出資等による所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定（以下「所有権の移転等」という。）をすることを禁止します。

⑷ 支払完了日から 10 年間、契約物件を上記⑴～⑵の用に供することが明らかな者以外に対し、所有権の移転等を第三者（以下「転得者」という。）にするときは、上記⑴～⑶を書面で引き継ぎ、遵守させなければなりません。また、転得者が所有権の移転等をするときも同様です。

⑸ 買受者が⑴～⑷の条件に違反した場合のほか、買受者が契約書の規定に違反したことにより長崎市上下水道局が契約を解除した場合は、売買代金の 100 分の 30 の違約金を長崎市上下水道局に支払わなければなりません。

⑹ 上記⑴～⑷の条件の履行を確認するため、随時、売買物件の使用状況について実地調査を行うことがあります。また、買受者に使用状況について報告を求めることがあります。この場合において、買受者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはなりません。

21　その他

⑴ 本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び長崎市上下水道局契約規程等の定めるところにより処理することとします。